

## コスモでんきビジネス冬の節電プログラム規約

この規約（以下、「本規約」といいます）は、コスモ石油マーケティング株式会社（以下、「当社」といいます）が提供するコスモでんきビジネス冬の節電プログラム（以下、「本プログラム」といいます）の利用条件を定めるものです。本プログラムをご利用の皆さま（以下、「お客さま」といいます）には、本規約に従って、本プログラムをご利用いただきます。

### 第1条（適用）

本規約は、お客さまと当社との間の本プログラムの利用に関わる一切の關係に適用されるものとしします。

### 第2条（利用手続き 利用条件）

1. 当社から電気需給契約に基づき電力の供給を受けているお客さまが、当社の定める方法によって利用登録を申請し、当社がこれを承認することによって、本プログラムを利用できるものとしします。
2. 当社は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとしします。
  - (1) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
  - (2) 本規約に違反したことがある者からの申請の場合
  - (3) その他、当社が利用登録を相当でないと判断した場合

### 第3条（プログラム内容）

当社がお客さまに提供するプログラムの内容は別紙コスモでんきビジネス冬の節電プログラム仕様書（以下、「仕様書」といいます）のとおりとしします。

### 第4条（利用料金および支払方法）

当社はお客さまに対し、本プログラムを無償で提供しします。

### 第5条（禁止事項）

お客さまは、本プログラムの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 当社または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (4) 当社または第三者のプログラムの運営を妨害するおそれのある行為

- (5) 当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (6) 当社のプログラムに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (7) その他、当社が不適切と判断する行為

#### 第6条（本プログラムの提供の停止等）

1. 当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、お客さまに事前に通知することなく本プログラムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
  - (1) 本規約第5条（禁止事項）の定めに違反したとき
  - (2) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により本プログラムの提供が困難となった場合
  - (3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
  - (4) 本プログラムの対象となっている施設について当社との電気需給契約が終了した場合
  - (5) その他、当社が本プログラムの提供が困難と判断した場合
2. 当社は、本プログラムの提供の停止または中断により、お客さままたは第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

#### 第7条（利用制限および登録抹消）

1. 当社は、以下の場合には、事前の通知なく、お客さまに対して、本プログラムの全部もしくは一部の利用を制限し、またはお客さまとしての登録を抹消することができるものとします。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (3) その他、当社が本プログラムの利用を適当でないと判断した場合
2. 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第8条（取得情報の利用）

1. 当社は、以下に定める取得情報その他本プログラムに関連して取得したお客さまの個人情報などを次に定める目的で利用します。

##### [取得情報]

- (1) 需給契約名義、電話番号、メールアドレス、お客さま番号、法人名（屋号）、法人番号、口座情報
- (2) 建物情報などお客さまがプログラム利用にあたって別途当社に対して提供した情報等

## [目的]

- (1) 本プログラム提供のため
  - (2) プログラム品質改善・応対プログラム向上のための分析その他各種分析・調査の実施のため
2. 取得した個人情報は、当社が別に定める「個人情報保護方針」及び「電力小売事業における個人情報の共同利用について」に従って取り扱います。
  3. 当社は、利用データを統計的なデータに加工したうえで、新プログラムの開発、マーケティング活動を目的とした、統計・分析をするため利用することがあります。
  4. 本プログラムの一部業務の運営委託先となる ENECHANGE 株式会社に対して提供することについて同意いただきます。

## 第9条（免責事項）

1. 当社は、本プログラムについて、お客さま等の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等について何ら保証するものではなく、当社の責によらない事由によりお客さままたは第三者に損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。
2. 当社は、本プログラムに関して、お客さまと他のお客さままたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

## 第10条（プログラム内容の変更等）

当社は、お客さまに通知することなく、仕様書の内容を変更または本プログラムの提供を中止することができるものとし、これによってお客さまに生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第11条（利用規約の変更）

当社は、必要と判断した場合には、お客さまに通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

## 第12条（通知または連絡）

お客さまと当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとします。

## 第13条（権利義務の譲渡の禁止）

お客さまは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第14条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本プログラムに関して紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

## 別紙1 コスモでんきビジネス冬の節電プログラム仕様書

### 1. 本プログラムの期間

2022年12月1日（木）から2023年3月31日（金）までとします。本プログラムへの参加お申込み期限は、2022年12月31日（土）までとします。

<例>

2022年11月7日から11月20日にお申込みの方

→2022年12月1日から本プログラムに参加

2022年11月21日から12月20日にお申込みの方

→2023年1月1日から本プログラムに参加

2022年12月21日から12月31日にお申込みの方

→2023年2月1日から本プログラムに参加

※システム反映の状況により、参加日が数日前後する場合がございます

### 2. デマンドレスポンス発動・通知タイミング

(1) お客さまに発動するデマンドレスポンス要請は下表1のスケジュールで実施します。

表1. スケジュール

パターン	デマンドレスポンス発動時間帯	通知タイミング
①	平日 9時～20時	前営業日※
②	平日 15時～20時	前営業日※
③	平日 9時～13時	前営業日※
④	平日 13時～20時	前営業日※

※営業日は、土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日・12月31日・1月1日～3日を除く日といたします。

(2) 本プログラムの対象時間帯を設定したとき、お客さまに節電を依頼するメールを本プログラム専用メールアドレスから送信します。そのメールはお客さまがあらかじめ登録されたアドレス宛に、原則として対象時間帯が設定された日の前日までに、本プログラムの対象時間帯を記載して送付します。

### 3. 特典内容

#### (1) 自社節電プログラム

①特典単価 ア. 低圧 5円/kWh（消費税等相当額10%込み）

イ. 高圧 12円/kWh（消費税等相当額10%込み）

②特典は以下の算式により算定される金額とし、翌月の電気料金にて割引を行います。

特典＝※月間節電量×特典単価

月間節電量＝当月発動時のベースライン電力量の合計－当月発動時の使用電力量の合計  
※料金算定期間が二月に跨る場合は各月毎で計算した合計額

ただし、上記の月間節電量において、発動単位において使用電力量がベースライン電力量を上回った場合は月間節電量の計算対象外とします。

## (2) 国節電プログラム

### ①参加特典

本プログラム参加お申込み期間内に申込フォームより参加のお申込みをいただいたお客さまへ以下の通り特典を付与します。なお、参加特典の付与に関しましては、一回限りの付与とします。

#### ア. 低圧

2,000 円を需要地点単位で電気料金の割引をいたします。

#### イ. 高圧

200,000 円を法人単位で指定口座へ振込いたします。

### ②特典付与時期

#### ア. 低圧

2023 年 1 月分の電気料金に割引を適用いたします。

#### イ. 高圧

2023 年 2 月 28 日（火）までにお客さまの指定口座へ振込いたします。

## 4. ベースライン電力量について

ベースライン電力量は以下の手順により算定します。

### ①次に掲げる需要データの 30 分単位の使用電力量の平均値を算出します。

ア. 節電実施日の直近 5 日間（節電実施日当日を含まない。）のうち、節電実施時間帯の平均使用電力量の多い 4 日間の需要データ。

イ. ただし、次に掲げる日については、上記アの母数となる直近 5 日間から除外するものとする。その際、当該母数が 5 日間となるよう、節電実施日から過去 30 日以内（平日）で更に日を遡るものとします。

#### (※) 除外日

- ・土曜日、日曜日、祝日
  - ・過去の節電実施日
  - ・直近 5 日間の各日の節電実施時間帯の使用電力量の平均値と、直近 5 日間を通じた節電実施時間帯の使用電力量の総平均値を比較して、総平均値の 25% よりも使用電力量が少ない日があった場合は当該日
- ※母数となる使用電力量に関するデータが 4 日分しかない場合には、当該 4 日間

の平均値を①で算出された値とするものとします。また、4日分に満たない場合には、4日間となるよう、節電実施日から過去30日以内の節電実施日のうち、節電実施時間帯の平均使用電力量が最も大きい日を算出対象に加え、当該4日間の平均値を①で算出された値とするものとします。

- ②節電実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の使用電力量について、「(節電実施日当日の使電力量) - (上記①で算出された値)」の平均値を算出します。
- ③上記①で算出された値における節電実施時間帯の30分単位の使用電力量に、上記②で算出された値を加算したものを、ベースライン電力量とします。ただし、算出されたベースライン電力量がマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースライン電力量をゼロに補正することとします。

## 5. 注意事項

- (1) プログラムの参加お申込み時点から特典付与手続きの開始時点までの間、当社との需給契約が継続されており、メールアドレスを登録いただいていること。
- (2) 本プログラムの参加お申込み時点でメールアドレス登録が完了していない場合や配信停止設定をしている場合、登録メールアドレスを変更した場合、迷惑メール対策として「cosmo-denki@demand-response.energy」を受信設定していない場合は本プログラムに関するお知らせメールの配信が行われなかったことがあります。
- (3) 農事用電灯、公衆街路灯、定額電灯、臨時電灯のご契約は節電の余地が想定されない為、本プログラムの対象外となります。

## 6. お問い合わせ

コスモでんきお客さまセンター コスモでんきビジネス

電話番号 0120-530-155

メールアドレス support-biz@cosmo-denki.com